

(許可の対象)

第1条 茅ヶ崎市下水道条例（昭和38年茅ヶ崎市条例第4号）第3条第2号ただし書の規定による許可（以下「許可」という。）の対象となる汚水とは、汚水であっても冷却の用に供した水（工場及び事業場に配置される施設（装置及び設備を含む。）を間接的に冷却することに用いる水に限る。）で、特別な処理（水質基準表の水質基準（以下「水質基準」という。）に適合させるための処理をいう。）を要せず、雨水と同程度以上に清浄であるもの（以下「間接冷却水」という。）とする。

(許可の要件)

第2条 市長は、前条の許可の対象となる間接冷却水が、市長が必要と認めた水質基準表の項目のうち、水質基準を超えない場合で、次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、許可を行うものとする。

- (1) 許可に係る間接冷却水の水量が、接続しようとする雨水管等の雨水排除機能を妨げないものであること。
- (2) 許可に係る間接冷却水を排出する設備は、その他の排水設備と完全に分離した排水系統であり、かつ、間接冷却水を排出する排水系統が容易に確認し得る状態を保持していること。
- (3) 許可に係る申請をする前の直近1年間の良好な排水実績があり、終末処理場と同様の水質を測定し、記録できる体制を有すること。
- (4) 許可に係る間接冷却水を排出する設備は、災害時に速やかな排水停止措置をとる等の対応ができる構造であること。
- (5) 許可を取り消された者が再度許可の申請を行う場合は、許可が取り消された日から起算して1年以上が経過していること。

水質基準表

項目	水質基準
温度	45℃以下
沃素消費量	220 mg/リットル以下
水素イオン濃度	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	25 mg/リットル以下
化学的酸素要求量	25 mg/リットル以下
浮遊物質	50 mg/リットル以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5 mg/リットル以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5 mg/リットル以下
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/リットル以下
シアン化合物	1 mg/リットル以下
有機燐化合物	0.2 mg/リットル以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/リットル以下
六価クロム化合物	0.2 mg/リットル以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/リットル以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/リットル以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと（※）

P C B	0.003 mg/リットル 以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/リットル 以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/リットル 以下
ジクロロメタン	0.2 mg/リットル 以下
四塩化炭素	0.02 mg/リットル 以下
1, 2 - ジクロロエタン	0.04 mg/リットル 以下
1, 1 - ジクロロエチレン	1 mg/リットル 以下
シス- 1, 2 - ジクロロエチレン	0.4 mg/リットル 以下
1, 1, 1 - トリクロロエタン	3 mg/リットル 以下
1, 1, 2 - トリクロロエタン	0.06 mg/リットル 以下
1, 3 - ジクロロプロペン	0.02 mg/リットル 以下
チラウム	0.06 mg/リットル 以下
シマジン	0.03 mg/リットル 以下
チオベンカルブ	0.2 mg/リットル 以下
ベンゼン	0.1 mg/リットル 以下
セレン及びその化合物	0.1 mg/リットル 以下
フェノール類	0.5 mg/リットル 以下
銅及びその化合物	1 mg/リットル 以下
亜鉛及びその化合物	1 mg/リットル 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	3 mg/リットル 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	1 mg/リットル 以下
クロム及びその化合物	2 mg/リットル 以下
ふっ素及びその化合物	8 mg/リットル 以下
ほう素及びその化合物	10 mg/リットル 以下
1, 4 - ジオキサン	0.5 mg/リットル 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/リットル 以下
ニッケル及びその化合物	1 mg/リットル 以下
大腸菌群数	3,000 個/ミリリットル 以下
外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。

※「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。